平成２３年（フ）第１８０号
静岡県富士宮市外神1178番地の１、前住所静岡県沼津市下香貫八重77番地の８
債務者　小杉　静香
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１７１号
東京都八王子市寺田町226番地２
債務者　小林　里美
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１３０号
福岡市早良区百道浜１―５シーサイドももちイーストステージ５―607、住民票上の住所福岡市早良区百道浜４丁目31番１―2002号
破産者　中村　　誠
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２４号
福岡市西区大字徳永143番地の３
破産者　株式会社むつわ
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２７号
福岡市西区大字徳永143番地の３
破産者　有限会社原田
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６９号
福岡市早良区西新５丁目６番23号
破産者　有限会社エイシン
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１６号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目389番地
破産者　株式会社ザクレインパーク山楽荘
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵871番地１サンガーデン須恵Ｄ102号
破産者　株式会社ＹＳＢ
１　決定年月日　平成23年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町６丁目３番63号
破産者　株式会社山セ火石商店
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８号
北海道石狩市新港西１丁目719番地10
破産者　株式会社ユニオン
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１４号
栃木県宇都宮市新里町乙457番地３
破産者　株式会社山装
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３６号
栃木県矢板市扇町２丁目14番１―３号
破産者　君島　榮子
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２号
栃木県宇都宮市上桑島町790番地
破産者　有限会社田口建築
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０９号
栃木県鹿沼市上殿町155番地４
破産者　鈴木みつ子
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５号
新潟県柏崎市長浜町８番23号
破産者　株式会社月橋工務店
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
静岡県沼津市吉田町18番35号
破産者　株式会社シスメイト
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
三重県松阪市嬉野川北町1239番地
破産者　髙階　道弘
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１５号
三重県津市観音寺町403番地10、前住所千葉県山武郡大網白里町北飯塚105番地４
破産者　山中　　司
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６００号
岡山市北区駅元町15番１号、商業登記簿上の住所東京都港区芝５丁目29番17号
破産者　株式会社Ｐ・Ｓサポート
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３号
秋田市中通５丁目１番７号
破産者　イトウビル合資会社
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部